

農林水産省指令 6 水管第 3698 号

住所
会社名
代表者名

まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法第 10 条に基づき報告の徴収について（韓国産生鮮・冷蔵太平洋くろまぐろに関する報告）

まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法（平成 8 年法律第 101 号）第 10 条の規定に基づき、韓国から輸入される太平洋くろまぐろについて、下記のとおり必要な報告を求めることとしたので、別紙様式に必要事項を記入の上、農林水産大臣宛てに提出されたい。

なお、「まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法第 10 条に基づき報告の徴収について（韓国産生鮮・冷蔵太平洋くろまぐろに関する報告）」（令和 6 年 2 月 19 日付け農林水産省 5 水管第 2957 号）は令和 7 年 3 月 18 日付けで廃止するので、御了知ありたい。

令和 7 年 3 月 18 日

農林水産大臣

記

1 趣旨

国際社会において、くろまぐろの資源管理に高い関心が集まる中で、我が国は、太平洋くろまぐろの最大の漁業国かつ消費国であることから、その持続的な利用に大きな責任を有する立場にある。

2024 年 11 月 28 日から 12 月 3 日まで開催された中西部太平洋まぐろ類委員会 (WCPFC) 第 21 回年次会合において、2025 年から以下を主な内容とする保存管理措置が採択された。

(1) 漁獲上限

① 小型魚

	漁獲上限
日本	4,407 トン
韓国	718 トン

※ 0 歳魚（2 kg 未満）の漁獲が増えないよう努める。

② 大型魚

	漁獲上限
日本	8,421 トン
韓国	501 トン
台湾	2,947 トン

(2) 当初の漁獲枠の 17% を上限に、前年の未使用漁獲枠を繰越すことができる。

(3) 小型魚の漁獲上限を「1.47 倍」換算して大型魚へ振り替えることができる。

(4) 保存管理措置の効果を損なう太平洋くろまぐろ及びその製品の商業流通を防止するために必要な措置を講じる。

太平洋クロマグロ資源については、WCPFC 等における国際的な資源管理の取組によって近年回復傾向にあるものの、我が国としては、引き続きこの保存管理措置の確実な実施を確保していくこととしている。

我が国は、韓国産太平洋くろまぐろの多くを輸入・消費していることから、責任ある市場国として、貿易・流通関連の情報収集を通じて、同国における漁獲の実態等を正確に把握し、これらの情報を WCPFC 等に提供することにより、必要な国際協力を推進することとする。

2 報告の内容及び提出時期

(1) 輸入業者は、韓国から太平洋くろまぐろ（生鮮・冷蔵）を輸入した場合には、輸入した日（やむを得ない事由があり、事前に申し出た場合は、この限りでない。）に、次に掲げる事項について、別紙様式第 1 号により農林水産大臣宛てに報告するものとする。この場合において、船荷証券の写し及びインボイスの写しを添付するものとする。

また、必要に応じ、まき網等の漁船漁業にあつては、漁獲した漁船の船舶国籍証書の写し、定置漁業にあつては、その免許証の写しを求めることがある。

① 貿易情報

(ア) 製品情報（丸／エラ腹抜き／ドレス／フィレ／その他、製品純重量（kg 単位））

(イ) 輸入情報（輸入地、輸入日、仕向先会社等名及び住所）

(ウ) 輸出情報（輸出地、輸出日、輸出会社等名及び住所）

(エ) 輸送方法（コンテナ、空輸等）

②漁獲情報

上記①の輸入した太平洋くろまぐろの漁獲に係る

- (ア) 漁船名
- (イ) 漁業者（会社名及び住所）
- (ウ) 漁具
- (エ) 漁獲日
- (オ) 漁獲海域（韓国水域／日本水域／日韓暫定水域）
- (カ) 総漁獲量（kg単位）
- (キ) 1尾当たりの平均重量（kg単位）

(2) 卸売業者は、韓国から輸入された太平洋くろまぐろ（生鮮・冷蔵）を荷受し、販売した場合は、販売した日（やむを得ない事由があり、事前に申し出た場合は、この限りでない。）に、次に掲げる事項について別紙様式第2号により農林水産大臣宛てに報告するものとする。

①販売情報

- (ア) 販売日
- (イ) 販売先
- (ウ) 荷主
- (エ) 販売重量（kg単位）

②荷受情報（支所毎に取扱いがある場合は、支所毎の情報を本社が報告）

- (ア) 荷受日
- (イ) 荷主及び卸売業者又は通関業者
- (ウ) 荷受重量（kg単位）
- (エ) サイズ組成（2kg未満／尾、2～3kg／尾、3～5kg／尾、5～10kg／尾、10～30kg／尾、30～50kg／尾、50kg以上／尾）

3 報告の提出方法及び提出先

別紙様式及び2の(1)の添付資料の提出は、以下の提出方法により、以下の提出先に提出すること。

提出方法：

上記2の(1)及び(2)により決められた日に、九州漁業調整事務所にFAX又は電子メールにより送付した上で、10日以内に正本を水産庁に提出。

提出先：

FAX又は電子媒体：九州漁業調整事務所
福岡市博多区沖浜町8-1
九州漁業調整事務所資源課
電話：092-273-2004
FAX：092-262-1930

E-mail : gcks_okiaika2@maff.go.jp

正本：水産庁

〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1

水産庁資源管理部国際課かつお・まぐろ漁業室海洋漁業資源管理班

電話：03-3502-8111（内線6710）

（教示）

（1）これらの処分に不服があるときは、処分のあったことを知った日の翌日（以下「起算日」という。）から起算して3ヶ月以内に、農林水産大臣に対して行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく審査請求をすることができる。

（2）この処分の取消しの訴えは、起算日から起算して6ヶ月以内に、国を被告として提起しなければならない。（ただし、起算日から起算して6ヶ月以内であっても、処分の日から1年を経過すると取消しの訴えはできない。）

なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、上記にかかわらず審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月（または裁決の日から1年）を経過したときは提起することができない。

ただし、上記の審査請求期間又は処分の取消しの訴えの出訴期間について、正当な理由があるときは、上記の限りではない。

附則

この指令書は、令和7年3月18日から施行する。

韓国産生鮮・冷蔵太平洋くろまぐろ輸入報告書

農林水産大臣 殿

輸入業者の住所(法人にあっては所在地)

輸入業者の氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

記入者名 _____

TEL _____ - _____ - _____

報告年月日 _____

FAX _____ - _____ - _____

当社が韓国から輸入した太平洋くろまぐろ(生鮮・冷蔵)について、以下のとおり報告します。

1. 貿易情報						
製品情報	丸/エラ腹抜き/ドレス/フィレ/その他			製品純重量(kg)		
輸入情報	輸入地		仕向先会社等名及び住所			
	輸入日	西暦	年	月	日	()
輸出情報	輸出地(都市名)		輸出会社等名及び住所			
	輸出日	西暦	年	月	日	()
輸送方法(コンテナ、空輸等)						
2. 漁獲情報						
漁船名	漁業者	漁具	漁獲日	漁獲海域	総漁獲量(kg)	平均重量(kg)
	会社名及び住所					
	会社名及び住所					
	会社名及び住所					
	会社名及び住所					
	会社名及び住所					
	会社名及び住所					
	会社名及び住所					

注：韓国産太平洋くろまぐろ(生鮮・冷蔵)を輸入した度に記入すること。
 記入は、漢字、平仮名、アラビア数字又はローマ字によること。
 漁船、漁獲日及び漁獲海域ごとに記入すること。
 漁具については、まき網・定置網・底びき網等を記入すること。
 まき網・底びき網による漁獲の場合には、漁船名を記入すること。定置網による漁獲の場合は、漁船名の記入は不要である。
 漁獲日は、西暦で記入すること。
 漁獲海域は、韓国水域/日本水域/日韓暫定水域を記入すること。
 平均重量は、一尾当たりの重量を記入すること。

韓国産生鮮・冷蔵太平洋くろまぐろ販売報告書

農林水産大臣 殿

卸売業者の住所(法人にあつては所在地)

卸売業者の氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

記入者の氏名 _____

TEL _____ - _____ - _____

報告年月日 西暦 _____ 年 _____ 月 _____ 日

FAX _____ - _____ - _____

韓国から輸入され、当社が販売した太平洋くろまぐろ(生鮮・冷蔵)について、以下のとおり報告します。

(取扱いが支社の場合は、支社名を記入し、支社毎の情報を記入すること : _____ 支社)

1. 販売情報

販売日	販売先		荷主 (注1)	販売重量(kg)
	氏名	住所		
合計				0

注1: 荷主について、輸入業者の場合は「輸」、仲卸業者等の場合は「仲」と記入すること。

2. 荷受情報

荷受日	荷主及び 卸売業者又は通関業者 (注2)	荷受重量 (kg)	サイズ組成(kg)						
			2kg未満/尾	2~3kg/尾	3~5kg/尾	5~10kg/尾	10~30kg/尾	30~50kg/尾	50kg以上/尾
	荷主及び住所	0							
	卸売業者名又は通関業者名 及び住所								
	荷主及び住所	0							
	卸売業者名又は通関業者名 及び住所								
	荷主及び住所	0							
	卸売業者名又は通関業者名 及び住所								
合計		0	0	0	0	0	0	0	0

注2: 荷主が輸入業者の場合には、「通関業者名及び住所」を記入し、仲卸業者等の場合には、「卸売業者名及び住所」を記入すること。